

第4回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会	資料7
平成30年1月29日	



## Press Release

報道関係者 各位

平成29年(2017年)12月27日(水)

**【照会先】**

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室  
 室長補佐 青木 浩一 (内線 4843)  
 健全育成係長 新坂 葵 (内線 4845)  
 (代表電話) 03(5253)1111  
 (直通電話) 03(3595)2596

### 平成29年(2017年) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 (平成29年(2017年)5月1日現在)

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数(登録児童数)などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど平成29年(2017年)の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年(2017年)12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しして、平成30年度(2018年度)末までに達成することとしております。

#### 【調査結果のポイント】

##### ○登録児童数

・ 1,171,162人【前年比78,077人増】(平成28年(2016年):1,093,085人)

(※)「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる2019年度末までの約30万人分(平成26年(2014年):93.6万人→平成31年度末(2019年度末):約122万人)の新たな受け皿の確保を1年前倒しして達成することとし、この3年間では約23.5万人分の受け皿整備を進めている。

##### ○放課後児童クラブ数

・ 24,573か所【前年比954か所増】(平成28年(2016年):23,619か所)

うち放課後子供教室との一体型4,554カ所【前年比755か所増】

(※)一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

### ○放課後児童クラブの支援の単位数

・ 30,003 支援の単位【前年比 1,805 支援の単位増】(平成 28 年(2016 年) : 28,198 支援の単位)

(※)「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度(2015 年度)から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

### ○利用できなかった児童数(待機児童数)

小学 1 年生～3 年生 : 9,465 人【前年比 492 人減】

小学 4 年生～6 年生 : 7,705 人【前年比 459 人増】

計 : 17,170 人(平成 28 年(2016 年) : 17,203 人)

(※)平成 27 年(2015 年)4 月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学 4～6 年生にも拡大

(※)都道府県別では、東京都(3,600 人)、埼玉県(1,691 人)、千葉県(1,177 人)で全体の 4 割弱を占めている

### ○18 時半を超えて開所しているクラブが全体の約 55%を占めている

〔平日〕

・ 13,470 か所(54.9%\*1) [平成 28 年(2016 年) : 12,226 か所(51.8%\*1)]

(\*1)平日に開所しているクラブ数に占める割合

〔長期休暇等〕

・ 13,250 か所(54.2%\*2) [平成 28 年(2016 年) : 12,035 か所(51.1%\*2)]

(\*2)長期休暇等に開所しているクラブ数に占める割合

(※)長期休暇等期間中に開所しているクラブは、土曜日 93%、夏休み等 98.3%となっている。

### ○小学校内(余裕教室または敷地内専用施設)で実施するクラブ数

・ 13,271 か所(54.0%\*3) [平成 28 年(2016 年) : 12,679 か所(53.7%\*3)]

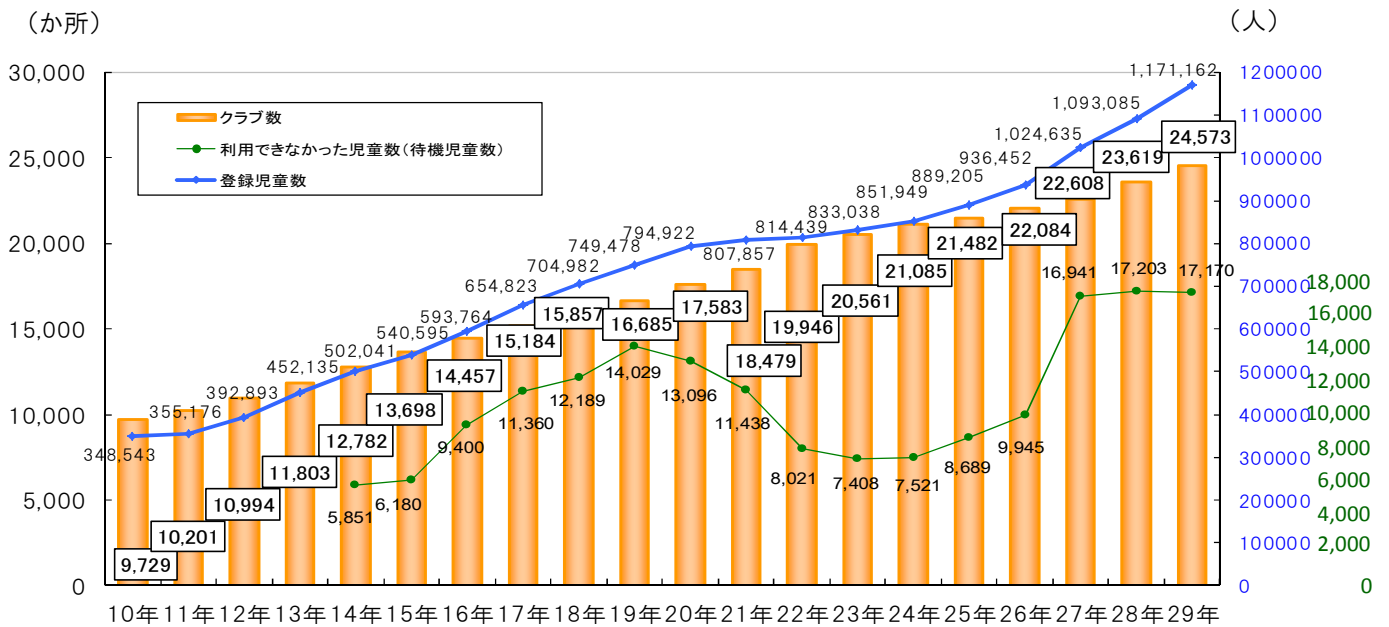
(\*3)全クラブ数に占める割合

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
  - ・登録児童数は、対前年78,077人増の1,171,162人、
  - ・クラブ数は、対前年954か所増の24,573か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年33人減の17,170人となっている。うち、小学1年生から小学3年生では対前年492人減の9,465人。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)  
(平成29年7月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

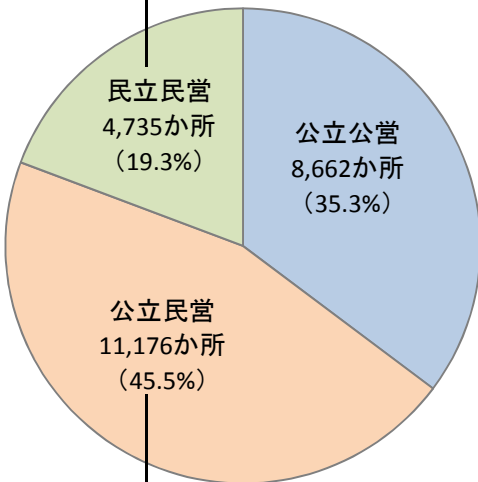
## (参考)人口動態統計調査

	平成17年 (現6年生)	平成18年 (現5年生)	平成19年 (現4年生)	平成20年 (現3年生)	平成21年 (現2年生)	平成22年 (現1年生)	平成23年 (来年1年生)	平成24年	平成25年	平成26年
出生数 (人)	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539
増減 (人)	▲48,191	30,144	▲2,856	1,338	▲21,121	1,269	▲20,498	▲13,575	▲7,415	▲26,277

## 2. 設置・運営主体別実施状況

○設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約46%、民立民営が約19%を占めている。

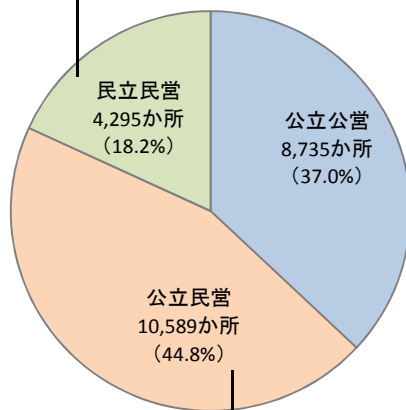
社会福祉法人	1,533か所	(6.2%)
NPO法人	754か所	(3.1%)
運営委員会・ 保護者会	1,458か所	(5.9%)
その他	990か所	(4.0%)



社会福祉法人	3,492か所	(14.2%)
NPO法人	1,457か所	(5.9%)
運営委員会・ 保護者会	3,667か所	(14.9%)
その他	2,560か所	(10.4%)

(参考)平成28年

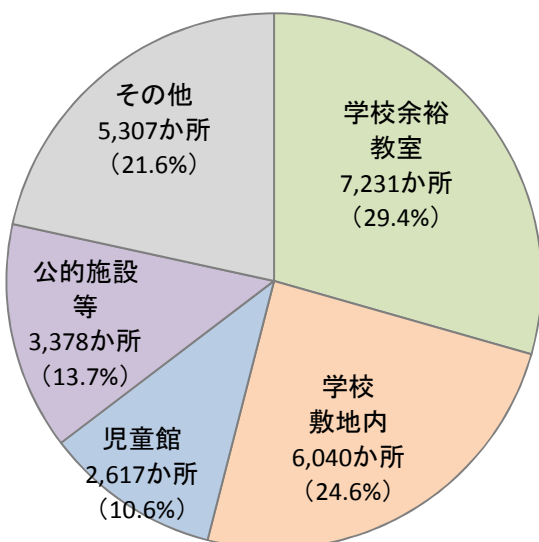
社会福祉法.	1,393	(5.9%)
NPO法人	629	(2.7%)
運営委員会・ 保護者会	1,391	(5.9%)
その他	882	(3.7%)



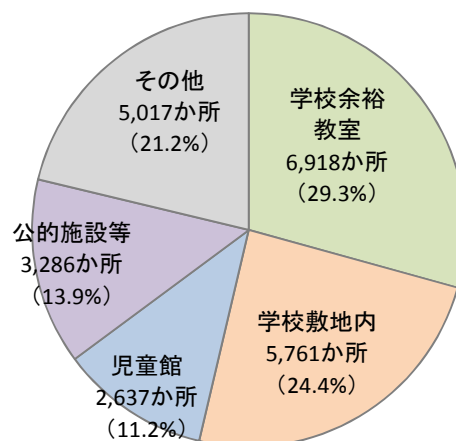
社会福祉法.	3,342	(14.1%)
NPO法人	1,347	(5.7%)
運営委員会・ 保護者会	3,694	(15.6%)
その他	2,206	(9.4%)

## 3. 設置場所の状況

○設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約11%であり、これらで全体の約65%を占めている。

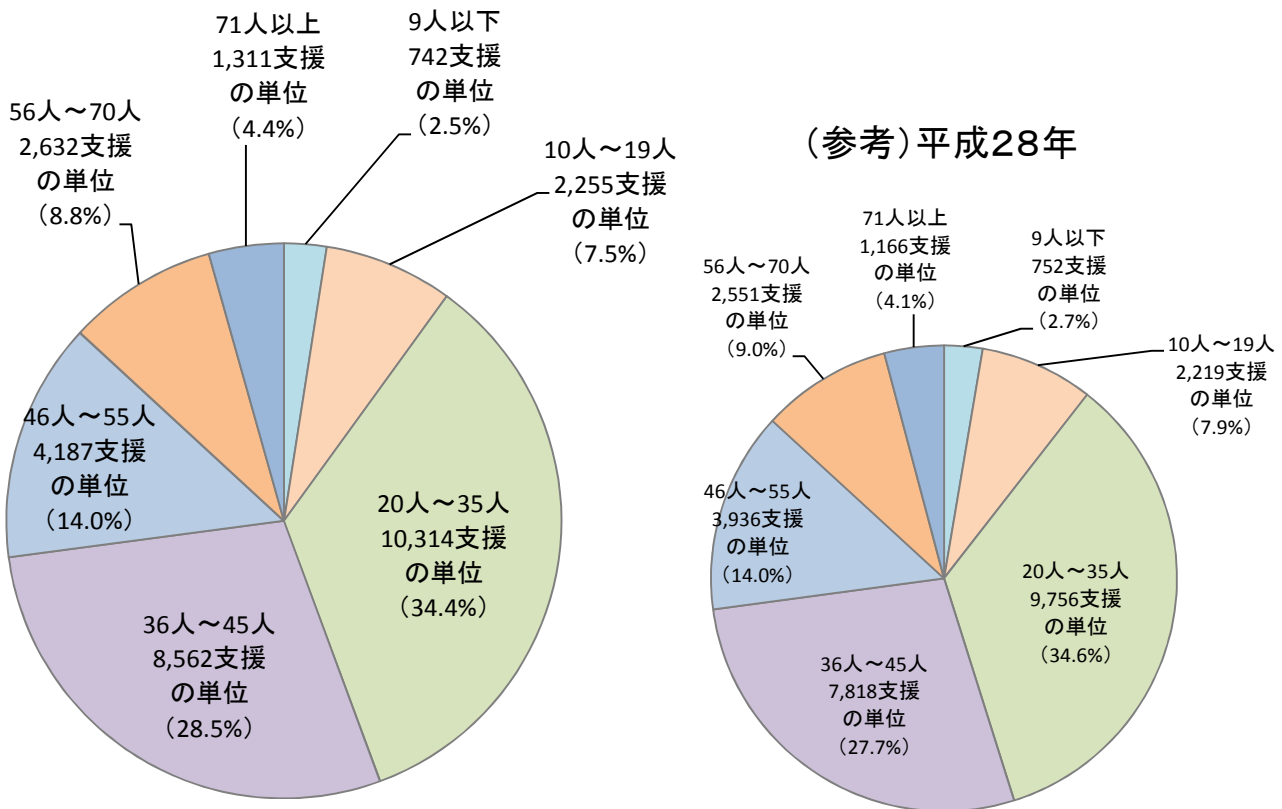


(参考)平成28年



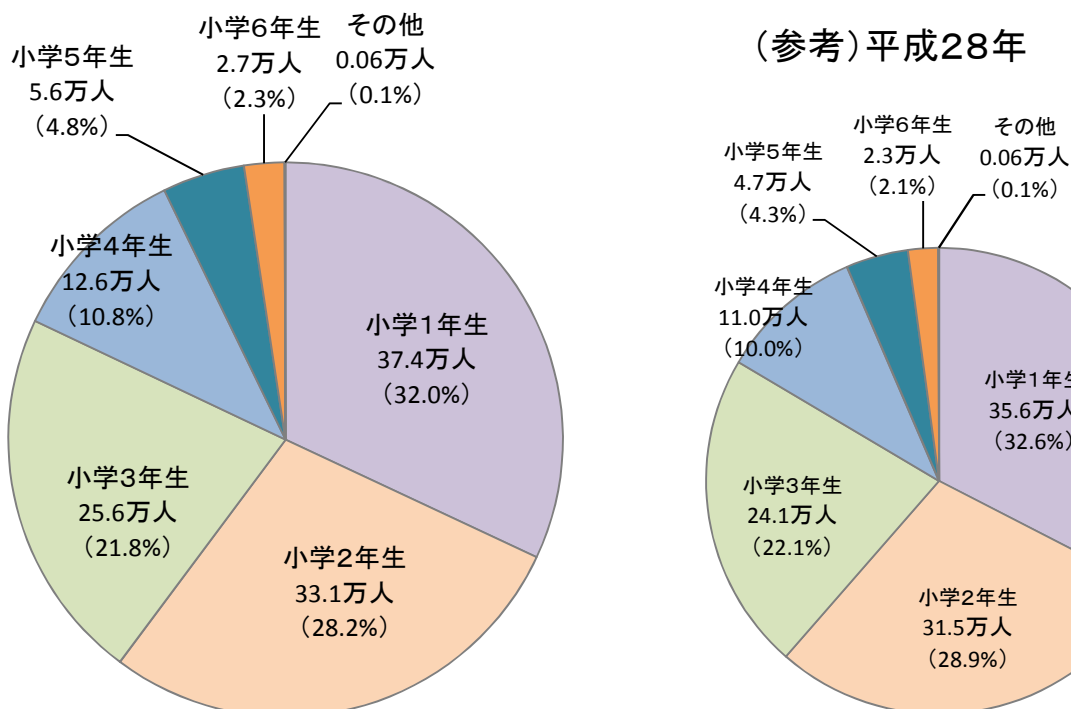
#### 4. 登録児童数の規模別の状況

○登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



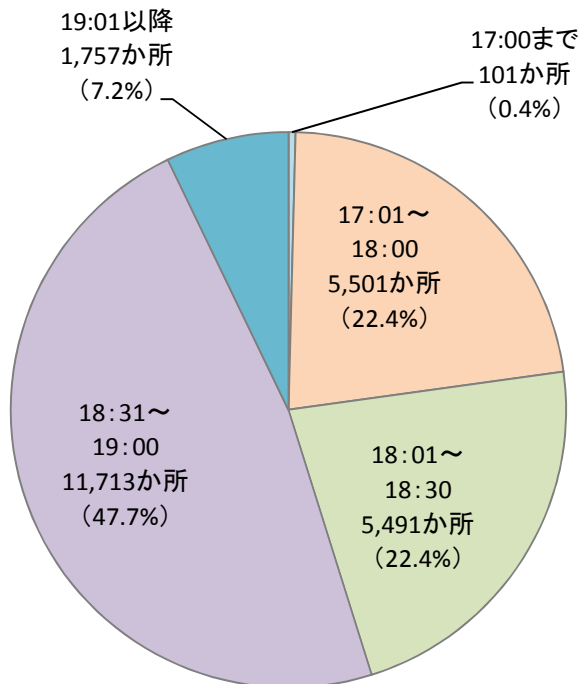
#### 5. 学年別登録児童数の状況

○小学1年生から3年生までで全体の約82%を占めている。また、小学4年生から6年生の占める割合は約16%から約18%と増加傾向にある。

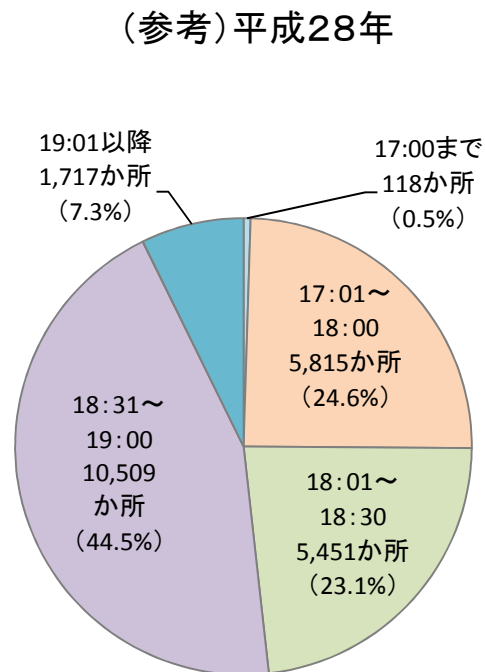


## 6. 終了時刻の状況(平日)

○18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



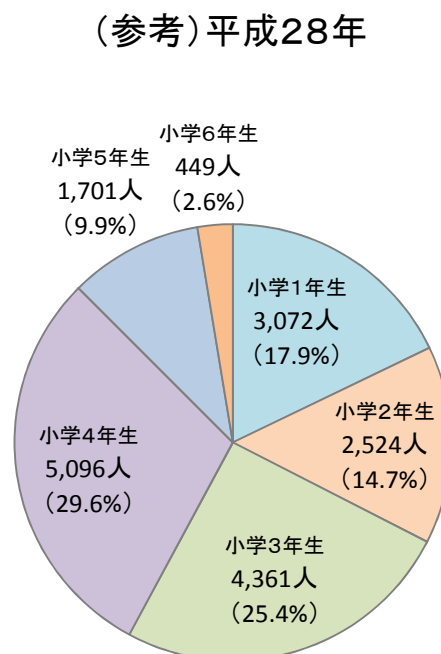
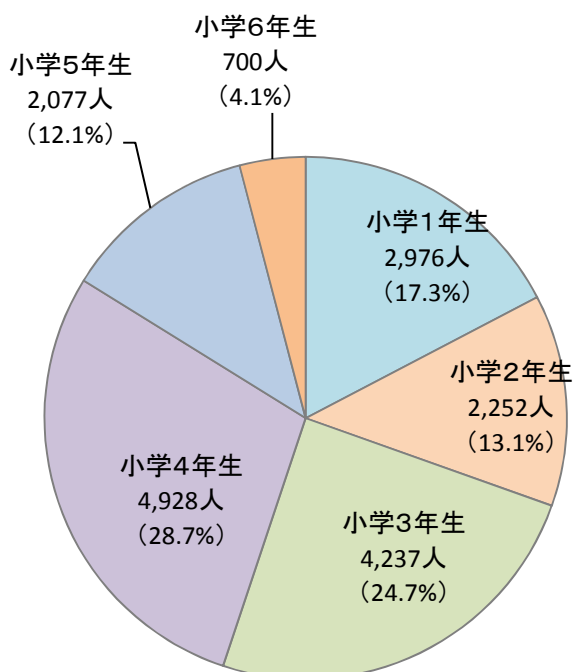
※平日に開所されているクラブ数(24,563)に対する割合



※平日に開所されているクラブ数(23,610)に対する割合

## 7. 待機児童数の学年別の状況

○待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約42%から約45%へと増加している。(小学1~4年生の各学年は、前年より減少)



## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 各年5月1日現在の総務課少子化総合対策室調査  
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

(全都道府県計)

### 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成 29 年	平成 28 年	増減
クラブ数	24,573か所	23,619か所	954か所
支援の単位数	30,003支援の単位	28,198支援の単位	1,805支援の単位
利用定員数	1,254,714人	1,184,902人	69,812人
登録児童数	1,171,162人	1,093,085人	78,077人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	1,606市町村(92.2%) [1,741市町村]	13市町村(0.8ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,651小学校区(84.8%) [19,628小学校区]	16,472小学校区(83.8%) [19,655小学校区]	179小学校区(1ポイント) [▲27小学校区]

注1: 実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2: 全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

### (参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
クラブ数(か所)	23,619	22,608	22,084	21,482	21,085
増減	1,011	524	602	397	524
登録児童数(人)	1,093,085	1,024,635	936,452	889,205	851,949
増減	68,450	88,183	47,247	37,256	18,911
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成 29 年	平成 28 年	増減
公立公営	8,662 (35.3%)	8,735 (37.0%)	▲ 73
公立民営(合計)	11,176 (45.5%)	10,589 (44.8%)	587
社会福祉法人	3,492 (14.2%)	3,342 (14.1%)	150
民法34条法人	966 (3.9%)	887 (3.8%)	79
NPO法人	1,457 (5.9%)	1,347 (5.7%)	110
運営委員会・保護者会	3,667 (14.9%)	3,694 (15.6%)	▲ 27
任意団体	355 (1.4%)	297 (1.3%)	58
株式会社	895 (3.6%)	724 (3.1%)	171
学校法人	187 (0.8%)	175 (0.7%)	12
その他	157 (0.6%)	123 (0.5%)	34
私立民営(合計)	4,735 (19.3%)	4,295 (18.2%)	440
社会福祉法人	1,533 (6.2%)	1,393 (5.9%)	140
民法34条法人	171 (0.7%)	139 (0.6%)	32
NPO法人	754 (3.1%)	629 (2.7%)	125
運営委員会・保護者会	1,458 (5.9%)	1,391 (5.9%)	67
任意団体	57 (0.2%)	59 (0.2%)	▲ 2
株式会社	204 (0.8%)	170 (0.7%)	34
学校法人	235 (1.0%)	205 (0.9%)	30
その他	323 (1.3%)	309 (1.3%)	14
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2: 公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

### 3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学校	13,271 (54.0%)	12,679 (53.7%)	592
学校の余裕教室	7,231 (29.4%)	6,918 (29.3%)	313
学校敷地内専用施設	6,040 (24.6%)	5,761 (24.4%)	279
児童館・児童センター	2,617 (10.6%)	2,637 (11.2%)	▲ 20
公的施設利用	1,631 (6.6%)	1,624 (6.9%)	7
民家・アパート	1,374 (5.6%)	1,271 (5.4%)	103
保育所	859 (3.5%)	882 (3.7%)	▲ 23
公有地専用施設	1,747 (7.1%)	1,662 (7.0%)	85
民有地専用施設	1,370 (5.6%)	1,344 (5.7%)	26
幼稚園	324 (1.3%)	339 (1.4%)	▲ 15
団地集会室	106 (0.4%)	107 (0.5%)	▲ 1
商店街空き店舗	483 (2.0%)	413 (1.7%)	70
認定こども園	326 (1.3%)	238 (1.0%)	88
その他	465 (1.9%)	423 (1.8%)	42
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	742 (2.5%)	752 (2.7%)	▲ 10
10人～19人	2,255 (7.5%)	2,219 (7.9%)	36
20人～35人	10,314 (34.4%)	9,756 (34.6%)	558
36人～45人	8,562 (28.5%)	7,818 (27.7%)	744
46人～55人	4,187 (14.0%)	3,936 (14.0%)	251
56人～70人	2,632 (8.8%)	2,551 (9.0%)	81
71人以上	1,311 (4.4%)	1,166 (4.1%)	145
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	542 (2.2%)	583 (2.5%)	▲ 41
10人～19人	1,910 (7.8%)	1,920 (8.1%)	▲ 10
20人～35人	6,273 (25.5%)	6,054 (25.6%)	219
36人～45人	5,529 (22.5%)	5,251 (22.2%)	278
46人～55人	3,522 (14.3%)	3,471 (14.7%)	51
56人～70人	3,155 (12.8%)	3,258 (13.8%)	▲ 103
71人以上	3,642 (14.8%)	3,082 (13.0%)	560
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は各年の総数に対する割合である。



5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	74 (0.2%)	73 (0.3%)	1
10人～19人	839 (2.8%)	821 (2.9%)	18
20人～35人	8,823 (29.4%)	8,233 (29.2%)	590
36人～45人	11,920 (39.7%)	10,882 (38.6%)	1,038
46人～55人	3,666 (12.2%)	3,454 (12.2%)	212
56人～70人	3,218 (10.7%)	3,290 (11.7%)	▲ 72
71人以上	1,209 (4.0%)	1,167 (4.1%)	42
設定していない	254 (0.8%)	278 (1.0%)	▲ 24
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:( )内は全支援の単位数(29年:30,003、28年:28,198)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	55 (0.2%)	52 (0.2%)	3
10人～19人	632 (2.6%)	640 (2.7%)	▲ 8
20人～35人	5,001 (20.4%)	4,903 (20.8%)	98
36人～45人	8,280 (33.7%)	7,833 (33.2%)	447
46人～55人	2,942 (12.0%)	2,917 (12.4%)	25
56人～70人	3,708 (15.1%)	3,734 (15.8%)	▲ 26
71人以上	3,747 (15.2%)	3,316 (14.0%)	431
設定していない	208 (0.8%)	224 (0.9%)	▲ 16
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	374,436 (32.0%)	355,986 (32.6%)	18,450
小学2年生	330,514 (28.2%)	315,425 (28.9%)	15,089
小学3年生	255,873 (21.8%)	241,432 (22.1%)	14,441
小学4年生	125,971 (10.8%)	109,544 (10.0%)	16,427
小学5年生	56,223 (4.8%)	47,240 (4.3%)	8,983
小学6年生	27,497 (2.3%)	22,828 (2.1%)	4,669
その他	648 (0.1%)	630 (0.1%)	18
計	1,171,162 (100.0%)	1,093,085 (100.0%)	78,077

注:( )内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 29 年	平成 28 年	増減
199日以下	49 (0.2%)	49 (0.2%)	0
200日～249日	1,453 (5.9%)	1,181 (5.0%)	272
250日～279日	5,430 (22.1%)	5,223 (22.1%)	207
280日～299日	17,320 (70.5%)	16,825 (71.2%)	495
300日以上	321 (1.3%)	341 (1.4%)	▲ 20
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
11:00以前	2,881 (11.7%)	2,765 (11.7%)	116
11:01 ~ 12:00	2,369 (9.6%)	2,346 (9.9%)	23
12:01 ~ 13:00	7,509 (30.6%)	7,387 (31.3%)	122
13:01 ~ 14:00	8,222 (33.5%)	7,709 (32.7%)	513
14:01以降	3,582 (14.6%)	3,403 (14.4%)	179
計	24,563 (100.0%)	23,610 (100.0%)	953

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,563]、[28年:23,610]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
17:00まで	101 (0.4%)	118 (0.5%)	▲ 17
17:01 ~ 18:00	5,501 (22.4%)	5,815 (24.6%)	▲ 314
18:01 ~ 18:30	5,491 (22.4%)	5,451 (23.1%)	40
18:31 ~ 19:00	11,713 (47.7%)	10,509 (44.5%)	1,204
19:01以降	1,757 (7.2%)	1,717 (7.3%)	40
計	24,563 (100.0%)	23,610 (100.0%)	953

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,563]、[28年:23,610]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
6:59以前	33 (0.1%)	34 (0.1%)	▲ 1
7:00 ~ 7:59	7,116 (29.1%)	6,551 (27.8%)	565
8:00 ~ 8:59	16,890 (69.1%)	16,568 (70.4%)	322
9:00 ~ 9:59	358 (1.5%)	343 (1.5%)	15
10:00以降	50 (0.2%)	51 (0.2%)	▲ 1
計	24,447 (100.0%)	23,547 (100.0%)	900

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,447]、[28年:23,547]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
17:00まで	206 (0.8%)	207 (0.9%)	▲ 1
17:01 ~ 18:00	5,563 (22.8%)	5,926 (25.2%)	▲ 363
18:01 ~ 18:30	5,428 (22.2%)	5,379 (22.8%)	49
18:31 ~ 19:00	11,620 (47.5%)	10,484 (44.5%)	1,136
19:01以降	1,630 (6.7%)	1,551 (6.6%)	79
計	24,447 (100.0%)	23,547 (100.0%)	900

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,447]、[28年:23,547]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

## 12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 29 年	平成 28 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	22,849 (93.0%) 〔5,338〕	22,389 (94.8%) 〔4,869〕	460 〔469〕
日曜日	1,722 (7.0%)	1,794 (7.6%)	▲ 72
夏休み等	24,152 (98.3%)	23,211 (98.3%)	941

注1:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注2:[ ]内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

## 13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1人	5,228 (38.3%)	5,127 (39.7%)	101
2人	3,240 (23.7%)	3,192 (24.7%)	48
3人	1,929 (14.1%)	1,827 (14.1%)	102
4人	1,208 (8.9%)	1,042 (8.1%)	166
5人以上	2,043 (15.0%)	1,738 (13.4%)	305
計	13,648 (100.0%)	12,926 (100.0%)	722

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、29年:55.5%、28年:54.7%である。

## 14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 29 年	平成 28 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,887 (72.4%)	9,566 (74.0%)	321
障害児受入の 定員有り	3,761 (27.6%)	3,360 (26.0%)	401
計	13,648 (100.0%)	12,926 (100.0%)	722

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

## 15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	8,385 (23.0%)	7,969 (24.1%)	416
小学2年生	9,364 (25.7%)	8,338 (25.2%)	1,026
小学3年生	8,120 (22.3%)	7,387 (22.3%)	733
小学4年生	5,311 (14.6%)	4,645 (14.1%)	666
小学5年生	3,229 (8.8%)	2,762 (8.4%)	467
小学6年生	2,049 (5.6%)	1,755 (5.3%)	294
その他	35 (0.1%)	202 (0.6%)	▲ 167
計	36,493 (100.0%)	33,058 (100.0%)	3,435

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、29年:3.1%、28年:3.0%である。

## 16 利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村数	427 (24.5%)	421 (24.2%)	6

注:( )内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

## 17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	2,976 (17.3%) [58]	3,072 (17.9%) [47]	▲ 96 [11]
小学2年生	2,252 (13.1%) [25]	2,524 (14.7%) [29]	▲ 272 [▲ 4]
小学3年生	4,237 (24.7%) [55]	4,361 (25.4%) [43]	▲ 124 [12]
小学4年生	4,928 (28.7%) [44]	5,096 (29.6%) [67]	▲ 168 [▲ 23]
小学5年生	2,077 (12.1%) [31]	1,701 (9.9%) [27]	376 [4]
小学6年生	700 (4.1%) [18]	449 (2.6%) [13]	251 [5]
その他	0 (0.0%) [0]	0 (0.0%) [0]	0 [0]
計	17,170 (100.0%) [231]	17,203 (100.0%) [226]	▲ 33 [5]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

## 18 利用(登録)できなかった児童への対応の状況(複数回答)

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用申し込みのあった放課後児童クラブ以外の放課後児童クラブを紹介	150 (35.1%)	141 (33.5%)	9
利用できない旨を説明	282 (66.0%)	295 (70.1%)	▲ 13
放課後児童クラブが利用できる状況となった場合に連絡	311 (72.8%)	314 (74.6%)	▲ 3
その他	61 (14.3%)	67 (15.9%)	▲ 6

注:( )内は利用(登録)できなかった市町村数(29年:427、28年:421)に対する割合である。

## 19 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
4月1日より受入	24,038 (97.8%)	23,014 (97.4%)	1,024

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 20 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
専用区画有り	24,276 (98.8%)	23,330 (98.8%)	946

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 21 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
1.65㎡以上	18,095 (73.6%)	17,463 (73.9%)	632

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

22 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	15,628 (63.6%)	14,733 (62.4%)	895
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,303 (13.4%)	3,114 (13.2%)	189
計	18,931 (77.0%)	17,847 (75.6%)	1,084

注1:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

23 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
常勤職員	35,632 (27.1%)	32,479 (26.6%)	3,153
非常勤職員	44,346 (33.8%)	42,012 (34.4%)	2,334
嘱託職員	8,285 (6.3%)	7,886 (6.5%)	399
パート・アルバイト	39,607 (30.2%)	36,322 (29.7%)	3,285
その他	3,466 (2.6%)	3,520 (2.9%)	▲ 54
計	131,336 (100.0%)	122,219 (100.0%)	9,117

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

24 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,893 (19.6%)	5,780 (20.5%)	113
3人	6,749 (22.5%)	6,553 (23.2%)	196
4人	6,195 (20.6%)	5,557 (19.7%)	638
5人以上	11,166 (37.2%)	10,308 (36.6%)	858
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
放課後児童支援員等が兼 務しているクラブ	201 (8.2%)	451 (18.0%)	▲ 250

注:( )内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(29年:2,452、28年:2,503)に対する割合である。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
基準第10条第3項一号	22,862 (26.3%)	22,065 (26.4%)	797
基準第10条第3項二号	521 (0.6%)	681 (0.8%)	▲ 160
基準第10条第3項三号	27,367 (31.5%)	26,830 (32.1%)	537
基準第10条第3項四号	25,139 (29.0%)	24,019 (28.8%)	1,120
基準第10条第3項五号	1,572 (1.8%)	1,435 (1.7%)	137
基準第10条第3項六号	116 (0.1%)	70 (0.1%)	46
基準第10条第3項七号	72 (0.1%)	61 (0.1%)	11
基準第10条第3項八号	27 (0.0%)	22 (0.0%)	5
基準第10条第3項九号	9,153 (10.5%)	8,288 (9.9%)	865
計	86,829 (100.0%)	83,471 (100.0%)	3,358

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

27 認定資格研修を受講した者の数の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
受講者数	34,220 (39.4%)	16,128 (19.3%)	18,092

注:( )内は放課後児童支援員の人数(29年:86,829、28年:83,471)に対する割合である。

## 28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 29 年		平成 28 年		増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	11,782	(47.9%)	11,181	(47.3%)	601
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	7,717	(31.4%)	6,949	(29.4%)	768
うち同一小学校区内で実施	4,554	(34.3%)	3,799	(30.0%)	755
学校の余裕教室	2,551	(19.2%)	2,103	(16.6%)	448
学校敷地内専用施設	2,003	(15.1%)	1,696	(13.4%)	307

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(29年:13,271、28年:12,679)に対する割合である。

## 29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
制定済み	1,671	(96.0%)	1,655	(95.1%)	16
条例案を検討中	4	(0.2%)	9	(0.5%)	▲ 5
制定していない	66	(3.8%)	77	(4.4%)	▲ 11
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

## 30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
点検・確認有り	1,439	(82.7%)	1,400	(80.4%)	39

注:( )内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

## 31 市町村における対象児童の範囲の状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
小学校1年生まで	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
小学校2年生まで	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
小学校3年生まで	79	(4.9%)	100	(6.2%)	▲ 21
小学校4年生まで	60	(3.7%)	72	(4.5%)	▲ 12
小学校5年生まで	8	(0.5%)	13	(0.8%)	▲ 5
小学校6年生まで	1,472	(90.9%)	1,421	(88.5%)	51
計	1,619	(100.0%)	1,606	(100.0%)	13

注1:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

## 【参考】放課後児童クラブにおける対象児童の範囲の状況

(か所)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
小学校1年生まで	41	(0.2%)	27	(0.1%)	14
小学校2年生まで	48	(0.2%)	41	(0.2%)	7
小学校3年生まで	1,753	(7.1%)	2,082	(8.8%)	▲ 329
小学校4年生まで	1,166	(4.7%)	1,211	(5.1%)	▲ 45
小学校5年生まで	248	(1.0%)	500	(2.1%)	▲ 252
小学校6年生まで	21,317	(86.7%)	19,758	(83.7%)	1559
計	24,573	(100.0%)	23,619	(100.0%)	954

注1:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、市町村の条例、要綱等に基づくもののほか、放課後児童クラブ独自の運営規程等に定めている場合を含む。

### 32 対象とならない児童への対応の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
放課後子供教室により対応している	38 (25.9%)	43 (23.2%)	▲ 5
自治体独自の放課後児童対策により対応している	3 (2.0%)	2 (1.1%)	1
児童館により対応している	23 (15.6%)	26 (14.1%)	▲ 3
その他	20 (13.6%)	29 (15.7%)	▲ 9
特に対応していない	63 (42.9%)	85 (45.9%)	▲ 22
計	147 (100.0%)	185 (100.0%)	▲ 38

注:( )内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(29年:147、28年:185)に対する割合である。

### 33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
策定済み	357 (20.5%)	348 (20.0%)	9
都道府県の運営指針を活用	355 (20.4%)	318 (18.3%)	37
国の運営指針を活用	899 (51.6%)	924 (53.1%)	▲ 25
対応無し	130 (7.5%)	151 (8.7%)	▲ 21
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

### 34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
点検・確認有り	1,284 (73.8%)	1,242 (71.3%)	42

注:( )内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

### 35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	15 (0.9%)	17 (1.1%)	▲ 2
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	298 (18.4%)	375 (23.3%)	▲ 77
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,306 (80.7%)	1,214 (75.6%)	92
計	1,619 (100.0%)	1,606 (100.0%)	13

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	13 (0.8%)	14 (0.9%)	▲ 1
クラブのみで利用決定を行っている	280 (17.3%)	268 (16.7%)	12
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,326 (81.9%)	1,324 (82.4%)	2
計	1,619 (100.0%)	1,606 (100.0%)	13

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。



## 36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	753 (46.5%)	728 (45.3%)	25

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年1,619、28年:1,606)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 29 年		平成 28 年		増減		
ひとり親家庭	562	(34.7%)	[74.6%]	530	(33.0%)	[72.8%]	32
生活保護世帯	292	(18.0%)	[38.8%]	274	(17.1%)	[37.6%]	18
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	143	(8.8%)	[19.0%]	146	(9.1%)	[20.1%]	▲ 3
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	344	(21.2%)	[45.7%]	331	(20.6%)	[45.5%]	13
子どもが障害を有する場合	328	(20.3%)	[43.6%]	318	(19.8%)	[43.7%]	10
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	590	(36.4%)	[78.4%]	543	(33.8%)	[74.6%]	47
育児休業を終了した場合	111	(6.9%)	[14.7%]	103	(6.4%)	[14.1%]	8
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	211	(13.0%)	[28.0%]	214	(13.3%)	[29.4%]	▲ 3
その他市町村が定める事由	190	(11.7%)	[25.2%]	176	(11.0%)	[24.2%]	14

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年1,619、28年:1,606)に対する割合、[ ]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(29年:753、28年:728)に対する割合である。

37 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,418 (87.6%)	1,433 (89.2%)	▲ 15
利用料の減免を行っている	1,199 [84.6%]	1,170 [81.6%]	29

注1:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年:1,418、28年:1,433)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
生活保護受給世帯	893	(55.2%) [74.5%]	854	(53.2%) [73.0%]	39
市町村民税非課税世帯	438	(27.1%) [36.5%]	414	(25.8%) [35.4%]	24
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	122	(7.5%) [10.2%]	125	(7.8%) [10.7%]	▲ 3
就学援助受給世帯	301	(18.6%) [25.1%]	287	(17.9%) [24.5%]	14
ひとり親世帯	409	(25.3%) [34.1%]	402	(25.0%) [34.4%]	7
兄弟姉妹利用世帯	664	(41.0%) [55.4%]	632	(39.4%) [54.0%]	32
その他市町村が定める場合	465	(28.7%) [38.8%]	431	(26.8%) [36.8%]	34
その他クラブが定める場合	92	(5.7%) [7.7%]	92	(5.7%) [7.9%]	0

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数

(29年:1,199、28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	824	(50.9%) [68.7%]	844	(52.6%) [72.1%]	▲ 20
利用料の半額のみ徴収 所得に応じて複数段階で 減額	600	(37.1%) [50.0%]	609	(37.9%) [52.1%]	▲ 9
その他	77	(4.8%) [6.4%]	80	(5.0%) [6.8%]	▲ 3
	648	(40.0%) [54.0%]	605	(37.7%) [51.7%]	43

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数

(29年:1,199、28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成29年	平成28年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	63 (3.9%)	78 (4.9%)	▲ 15

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

## 38 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の徴収を行っている	20,736 (84.4%)	19,502 (82.6%)	1,234

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

利用料の月額	平成 29 年	平成 28 年	増減
2,000円未満	537 (2.6%)	394 (2.0%)	143
2,000～4,000円未満	4,034 (19.5%)	3,664 (18.8%)	370
4,000～6,000円未満	5,832 (28.1%)	5,563 (28.5%)	269
6,000～8,000円未満	4,688 (22.6%)	4,609 (23.6%)	79
8,000～10,000円未満	2,676 (12.9%)	2,557 (13.1%)	119
10,000～12,000円未満	1,566 (7.6%)	1,265 (6.5%)	301
12,000～14,000円未満	514 (2.5%)	624 (3.2%)	▲ 110
14,000～16,000円未満	334 (1.6%)	317 (1.6%)	17
16,000円以上	555 (2.7%)	509 (2.6%)	46
計	20,736 (100.0%)	19,502 (100.0%)	1234

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736、28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

実費徴収平均月額	平成 29 年
実費徴収なし	10,979 (44.7%)
500円未満	424 (1.7%)
500～1,000円未満	1,289 (5.2%)
1,000～1,500円未満	2,759 (11.2%)
1,500～2,000円未満	3,998 (16.3%)
2,000～2,500円未満	3,539 (14.4%)
2,500～3,000円未満	748 (3.0%)
3,000～3,500円未満	471 (1.9%)
3,500円以上	366 (1.5%)
計	24,573 (100.0%)

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の減免を行っている	17,016 (82.1%)	15,812 (81.1%)	1204

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736、28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
生活保護受給世帯	12,222 (49.7%)	[71.8%]	10,940 (46.3%)	[69.2%]	1,282
市町村民税非課税世帯	7,616 (31.0%)	[44.8%]	6,944 (29.4%)	[43.9%]	672
所得税非課税・市町村民税課税世帯	1,997 (8.1%)	[11.7%]	1,901 (8.0%)	[12.0%]	96
就学援助受給世帯	4,700 (19.1%)	[27.6%]	4,137 (17.5%)	[26.2%]	563
ひとり親世帯	5,265 (21.4%)	[30.9%]	4,561 (19.3%)	[28.8%]	704
兄弟姉妹利用世帯	9,952 (40.5%)	[58.5%]	9,217 (39.0%)	[58.3%]	735
その他市町村が定める場合	6,929 (28.2%)	[40.7%]	6,398 (27.1%)	[40.5%]	531
その他クラブが定める場合	925 (3.8%)	[5.4%]	791 (3.3%)	[5.0%]	134

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(29年:17,016、28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	10,888 (44.3%)	[64.0%]	11,025 (46.7%)	[69.7%]	▲ 137
利用料の半額のみ徴収	7,853 (32.0%)	[46.2%]	7,229 (30.6%)	[45.7%]	624
所得に応じて複数段階で減額	1,170 (4.8%)	[6.9%]	979 (4.1%)	[6.2%]	191
その他	10,199 (41.5%)	[59.9%]	8,677 (36.7%)	[54.9%]	1,522

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(29年:17,016、28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成29年	平成28年	増減
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	724 (2.9%)	749 (3.2%)	▲ 25

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 40 指定管理者制度による実施の有無の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
実施している	3,155 (28.2%)	3,068 (29.0%)	87
実施していない	8,021 (71.8%)	7,521 (71.0%)	500

注:( )内は公立民営クラブ数(29年:11,176、28年:10,589)に対する割合である。

## 41 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
おやつ提供有り	22,386 (91.1%)	21,512 (91.1%)	874
おやつ提供無し	2,187 (8.9%)	2,107 (8.9%)	80
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
13:00以前	2 (0.0%)	6 (0.0%)	▲ 4
13:00～13:30	7 (0.0%)	10 (0.0%)	▲ 3
13:31～14:00	39 (0.2%)	45 (0.2%)	▲ 6
14:01～14:30	47 (0.2%)	38 (0.2%)	9
14:31～15:00	1,740 (7.8%)	1,605 (7.5%)	135
15:01～15:30	7,621 (34.0%)	7,506 (34.9%)	115
15:31～16:00	7,712 (34.5%)	7,649 (35.6%)	63
16:01～16:30	4,242 (18.9%)	3,801 (17.7%)	441
16:31～17:00	465 (2.1%)	411 (1.9%)	54
17:01以降	511 (2.3%)	441 (2.1%)	70
計	22,386 (100.0%)	21,512 (100.0%)	874

注:( )内はおやつ提供有りのクラブ数(29年:22,386、28年:21,512)に対する割合である。

## 42 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
子どもの出欠席等の把握	24,447 (99.5%)	23,492 (99.5%)	955
保護者からの相談への対応	24,487 (99.7%)	23,551 (99.7%)	936
保護者との連絡	24,448 (99.5%)	23,492 (99.5%)	956

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 43 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
育成支援の内容を記録している	21,003 (85.5%)	20,041 (84.9%)	962

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	24,347 (99.1%)	23,324 (98.8%)	1,023
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	22,816 (92.8%)	21,587 (91.4%)	1,229

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

45 運営規程の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
運営規程を定めている	23,329 (94.9%)	22,167 (93.9%)	1,162
運営規程を定めていない	1,244 (5.1%)	1,452 (6.1%)	▲ 208
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

運営規程に定めている事項	平成 29 年		平成 28 年		増減
事業の目的及び運営の方針	23,252 (94.6%)	[99.7%]	22,084 (93.5%)	[99.6%]	1,168
職員の職種、員数及び職務の内容	22,384 (91.1%)	[95.9%]	21,180 (89.7%)	[95.5%]	1,204
開所している日及び時間	23,222 (94.5%)	[99.5%]	22,050 (93.4%)	[99.5%]	1,172
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	22,931 (93.3%)	[98.3%]	21,783 (92.2%)	[98.3%]	1,148
利用定員	21,004 (85.5%)	[90.0%]	19,835 (84.0%)	[89.5%]	1,169
通常の事業の実施地域	22,250 (90.5%)	[95.4%]	21,086 (89.3%)	[95.1%]	1,164
事業の利用に当たっての留意事項	22,382 (91.1%)	[95.9%]	21,287 (90.1%)	[96.0%]	1,095
緊急時等における対応方法	22,129 (90.1%)	[94.9%]	20,750 (87.9%)	[93.6%]	1,379
非常災害対策	21,768 (88.6%)	[93.3%]	20,468 (86.7%)	[92.3%]	1,300
虐待の防止のための措置に関する事項	20,184 (82.1%)	[86.5%]	18,896 (80.0%)	[85.2%]	1,288
その他事業の運営に関する重要事項	9,982 (40.6%)	[42.8%]	9,585 (40.6%)	[43.2%]	397

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[ ]内は運営規程を定めているクラブ数(29年:23,329、28年:22,167)に対する割合である。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
帳簿を整備している	23,875 (97.2%)	22,825 (96.6%)	1,050

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

47 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
健康診断を実施している	21,109 (85.9%)	19,582 (82.9%)	1,527

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 48 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	23,470 (95.5%)	22,229 (94.1%)	1,241

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 49 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	23,665 (96.3%)	22,627 (95.8%)	1,038
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,065 (81.7%)	18,577 (78.7%)	1,488

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 50 学校との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
学校との情報交換を行っている	24,235 (98.6%)	23,291 (98.6%)	944
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	19,090 (77.7%)	17,954 (76.0%)	1,136

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 51 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	14,440 (58.8%)	13,809 (58.5%)	631

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 52 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	17,987 (73.2%)	16,440 (69.6%)	1,547
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	13,784 (56.1%)	12,685 (53.7%)	1,099
医療・保健・福祉等機関と連携している	16,431 (66.9%)	15,642 (66.2%)	789

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 53 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 29 年	平成 28 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		22,698 (92.4%)	21,778 (92.2%)	920
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	23,934 (97.4%)	22,807 (96.6%)	1,127
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	21,792 (88.7%)	20,665 (87.5%)	1,127
	損害賠償保険に加入している	22,481 (91.5%)	21,489 (91.0%)	992
	傷害保険に加入している	23,998 (97.7%)	23,084 (97.7%)	914
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	21,566 (87.8%)	20,367 (86.2%)	1,199
	定期的な避難訓練を行っている	21,702 (88.3%)	20,546 (87.0%)	1,156
	緊急時の連絡体制を整備している	23,417 (95.3%)	22,457 (95.1%)	960
来所・帰宅時の安全確保を行っている		20,708 (84.3%)	19,449 (82.3%)	1,259

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 54 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	23,515 (95.7%)	22,604 (95.7%)	911

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 55 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	22,544 (91.7%)	21,405 (90.6%)	1,139
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	21,486 (87.4%)	20,408 (86.4%)	1,078

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 56 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
職員集団を形成している	22,715 (92.4%)	21,459 (90.9%)	1,256

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。



## 57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
資質向上のための研修を実施している	23,944 (97.4%)	22,940 (97.1%)	1,004
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	19,181 (78.1%)	17,971 (76.1%)	1,210
障害児受入のための研修を実施している	21,214 (86.3%)	19,979 (84.6%)	1,235

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1回未満	1,670 (6.8%)	1,787 (7.6%)	▲ 117
1回以上5回未満	13,062 (53.2%)	12,676 (53.7%)	386
5回以上10回未満	5,502 (22.4%)	5,267 (22.3%)	235
10回以上	4,339 (17.7%)	3,889 (16.5%)	450
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1日未満	1,678 (6.8%)	1,805 (7.6%)	▲ 127
1日以上5日未満	12,714 (51.7%)	12,220 (51.7%)	494
5日以上10日未満	5,714 (23.3%)	5,357 (22.7%)	357
10日以上	4,467 (18.2%)	4,237 (17.9%)	230
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

## 58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
自己評価の実施有り	12,462 (50.7%)	11,981 (50.7%)	481
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	10,830 (44.1%)	10,338 (43.8%)	492

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

## 59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
第三者評価の実施有り	6,230 (25.4%)	6,039 (25.6%)	191

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	640	27,721
2	青森県	205	9,979
3	岩手県	290	11,761
4	宮城県	271	13,679
5	秋田県	193	9,151
6	山形県	308	13,666
7	福島県	316	14,805
8	茨城県	775	35,562
9	栃木県	461	17,907
10	群馬県	323	15,161
11	埼玉県	1,129	49,923
12	千葉県	821	35,531
13	東京都	1,663	94,905
14	神奈川県	426	19,955
15	新潟県	338	14,557
16	富山県	160	6,363
17	石川県	226	8,884
18	福井県	247	10,308
19	山梨県	256	11,265
20	長野県	328	19,672
21	岐阜県	311	13,928
22	静岡県	426	18,216
23	愛知県	733	37,701
24	三重県	377	14,203
25	滋賀県	265	12,916
26	京都府	262	12,963
27	大阪府	649	34,585
28	兵庫県	520	23,625
29	奈良県	203	11,198
30	和歌山県	129	5,317
31	鳥取県	164	7,198
32	島根県	218	8,155
33	岡山県	218	7,812
34	広島県	269	10,575
35	山口県	290	12,940
36	徳島県	168	7,360
37	香川県	156	6,020
38	愛媛県	200	8,213
39	高知県	78	2,909
40	福岡県	459	27,459
41	佐賀県	248	10,302
42	長崎県	205	8,527
43	熊本県	294	12,065
44	大分県	223	8,886
45	宮崎県	198	7,311
46	鹿児島県	345	12,841
47	沖縄県	322	13,173
都道府県合計		17,306	797,153

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	253	18,301
49	仙台市	207	11,403
50	さいたま市	234	10,198
51	千葉市	163	9,675
52	横浜市	439	15,913
53	川崎市	130	8,842
54	相模原市	102	6,100
55	新潟市	154	9,616
56	静岡市	124	4,735
57	浜松市	132	5,840
58	名古屋市	219	7,458
59	京都市	181	13,366
60	大阪市	167	5,080
61	堺市	94	8,633
62	神戸市	208	13,419
63	岡山市	169	7,050
64	広島市	257	9,451
65	北九州市	134	11,489
66	福岡市	138	15,450
67	熊本市	140	5,042
指定都市合計		3,645	197,061

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	56	2,145
69	旭川市	78	2,777
70	青森市	54	2,637
71	八戸市	48	1,829
72	盛岡市	52	2,419
73	秋田市	41	1,491
74	郡山市	50	2,360
75	いわき市	60	2,610
76	宇都宮市	150	5,146
77	前橋市	64	3,515
78	高崎市	93	4,027
79	川越市	56	2,620
80	越谷市	48	2,773
81	船橋市	89	4,911
82	柏市	55	3,084
83	八王子市	122	5,964
84	横須賀市	62	1,834
85	富山市	101	7,237
86	金沢市	95	4,898
87	長野市	93	6,666
88	岐阜市	46	2,700
89	豊橋市	85	3,164
90	岡崎市	42	2,646
91	豊田市	66	3,500
92	大津市	46	3,200
93	豊中市	41	3,708
94	高槻市	65	3,051
95	枚方市	114	4,415
96	東大阪市	56	3,795
97	姫路市	107	4,395
98	尼崎市	68	2,696
99	西宮市	68	3,356
100	奈良市	48	3,386
101	和歌山市	98	3,282
102	倉敷市	131	4,836
103	福山市	74	4,914
104	呉市	53	2,705
105	下関市	41	2,220
106	高松市	108	4,137
107	松山市	109	5,214
108	高知市	88	4,071
109	久留米市	91	4,156
110	長崎市	92	5,369
111	佐世保市	62	2,395
112	大分市	59	4,485
113	宮崎市	51	3,493
114	鹿児島市	165	6,439
115	那覇市	81	4,277
中核市合計		3,622	176,948
総合計		24,573	1,171,162

（平成29年5月1日

保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	640	629	11
2	青森県	205	202	3
3	岩手県	290	272	18
4	宮城県	271	273	△ 2
5	秋田県	193	187	6
6	山形県	308	296	12
7	福島県	316	336	△ 20
8	茨城県	775	754	21
9	栃木県	461	452	9
10	群馬県	323	315	8
11	埼玉県	1,129	1,052	77
12	千葉県	821	794	27
13	東京都	1,663	1,625	38
14	神奈川県	426	413	13
15	新潟県	338	324	14
16	富山県	160	155	5
17	石川県	226	213	13
18	福井県	247	252	△ 5
19	山梨県	256	245	11
20	長野県	328	322	6
21	岐阜県	311	297	14
22	静岡県	426	410	16
23	愛知県	733	736	△ 3
24	三重県	377	360	17
25	滋賀県	265	244	21
26	京都府	262	274	△ 12
27	大阪府	649	629	20
28	兵庫県	520	507	13
29	奈良県	203	198	5
30	和歌山県	129	125	4
31	鳥取県	164	160	4
32	島根県	218	211	7
33	岡山県	218	217	1
34	広島県	269	263	6
35	山口県	290	312	△ 22
36	徳島県	168	158	10
37	香川県	156	144	12
38	愛媛県	200	193	7
39	高知県	78	74	4
40	福岡県	459	470	△ 11
41	佐賀県	248	245	3
42	長崎県	205	192	13
43	熊本県	294	283	11
44	大分県	223	216	7
45	宮崎県	198	180	18
46	鹿児島県	345	324	21
47	沖縄県	322	294	28
都道府県合計		17,306	16,827	479

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市のクラブ数（44クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	253	250	3
49	仙台市	207	181	26
50	さいたま市	234	220	14
51	千葉市	163	159	4
52	横浜市	439	393	46
53	川崎市	130	127	3
54	相模原市	102	96	6
55	新潟市	154	151	3
56	静岡市	124	107	17
57	浜松市	132	123	9
58	名古屋市	219	217	2
59	京都市	181	181	0
60	大阪市	167	138	29
61	堺市	94	93	1
62	神戸市	208	199	9
63	岡山市	169	159	10
64	広島市	257	238	19
65	北九州市	134	133	1
66	福岡市	138	136	2
67	熊本市	140	131	9
指定都市合計		3,645	3,432	213

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	56	52	4
69	旭川市	78	72	6
70	青森市	54	49	5
71	八戸市	48	44	4
72	盛岡市	52	49	3
73	秋田市	41	36	5
74	郡山市	50	49	1
75	いわき市	60	50	10
76	宇都宮市	150	126	24
77	前橋市	64	61	3
78	高崎市	93	87	6
79	川崎市	56	51	5
80	越谷市	48	47	1
81	船橋市	89	82	7
82	柏市	55	55	0
83	八王子市	122	117	5
84	横須賀市	62	61	1
85	富山市	101	98	3
86	金沢市	95	88	7
87	長野市	93	45	48
88	岐阜市	46	47	△ 1
89	豊橋市	85	83	2
90	岡崎市	42	40	2
91	豊田市	66	64	2
92	大津市	46	44	2
93	豊中市	41	72	△ 31
94	高槻市	65	66	△ 1
95	枚方市	114	100	14
96	東大阪市	56	56	0
97	姫路市	107	99	8
98	尼崎市	68	60	8
99	西宮市	68	66	2
100	奈良市	48	51	△ 3
101	和歌山市	98	94	4
102	倉敷市	131	123	8
103	福山市	74	74	0
104	呉市	53	52	1
105	下関市	41	41	0
106	高松市	108	101	7
107	松山市	109	105	4
108	高知市	88	84	4
109	久留米市	91	49	42
110	長崎市	92	90	2
111	佐世保市	62	53	9
112	大分市	59	55	4
113	宮崎市	51	51	0
114	鹿児島市	165	142	23
115	那覇市	81	79	2
中核市合計		3,622	3,360	262
総合計		24,573	23,619	954

（平成29年5月1日  
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	27,721	26,719	1,002
2	青森県	9,979	9,467	512
3	岩手県	11,761	11,076	685
4	宮城県	13,679	12,935	744
5	秋田県	9,151	8,616	535
6	山形県	13,666	12,990	676
7	福島県	14,805	13,723	1,082
8	茨城県	35,562	33,628	1,934
9	栃木県	17,907	16,934	973
10	群馬県	15,161	14,412	749
11	埼玉県	49,923	46,904	3,019
12	千葉県	35,531	33,198	2,333
13	東京都	94,905	89,990	4,915
14	神奈川県	19,955	19,001	954
15	新潟県	14,557	13,489	1,068
16	富山県	6,363	6,189	174
17	石川県	8,884	8,646	238
18	福井県	10,308	9,998	310
19	山梨県	11,265	10,536	729
20	長野県	19,672	18,395	1,277
21	岐阜県	13,928	13,058	870
22	静岡県	18,216	16,760	1,456
23	愛知県	37,701	34,902	2,799
24	三重県	14,203	13,083	1,120
25	滋賀県	12,916	11,659	1,257
26	京都府	12,963	12,594	369
27	大阪府	34,585	32,324	2,261
28	兵庫県	23,625	21,886	1,739
29	奈良県	11,198	10,289	909
30	和歌山県	5,317	4,786	531
31	鳥取県	7,198	6,724	474
32	島根県	8,155	7,869	286
33	岡山県	7,812	7,478	334
34	広島県	10,575	10,037	538
35	山口県	12,940	12,096	844
36	徳島県	7,360	6,768	592
37	香川県	6,020	5,544	476
38	愛媛県	8,213	7,570	643
39	高知県	2,909	2,899	10
40	福岡県	27,459	25,967	1,492
41	佐賀県	10,302	9,796	506
42	長崎県	8,527	8,156	371
43	熊本県	12,065	11,276	789
44	大分県	8,886	8,156	730
45	宮崎県	7,311	6,610	701
46	鹿児島県	12,841	11,857	984
47	沖縄県	13,173	11,603	1,570
都道府県合計		797,153	748,593	48,560

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の児童数（1,729人）を減算している。

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	18,301	17,125	1,176
49	仙台市	11,403	9,431	1,972
50	さいたま市	10,198	9,690	508
51	千葉市	9,675	8,954	721
52	横浜市	15,913	14,487	1,426
53	川崎市	8,842	6,482	2,360
54	相模原市	6,100	5,681	419
55	新潟市	9,616	9,093	523
56	静岡市	4,735	4,226	509
57	浜松市	5,840	5,445	395
58	名古屋市	7,458	6,934	524
59	京都市	13,366	12,701	665
60	大阪市	5,080	4,036	1,044
61	堺市	8,633	8,031	602
62	神戸市	13,419	12,322	1,097
63	岡山市	7,050	6,611	439
64	広島市	9,451	8,545	906
65	北九州市	11,489	10,883	606
66	福岡市	15,450	14,638	812
67	熊本市	5,042	4,831	211
指定都市合計		197,061	180,146	16,915

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	2,145	1,967	178
69	旭川市	2,777	2,686	91
70	青森市	2,637	2,408	229
71	八戸市	1,829	1,729	100
72	盛岡市	2,419	2,303	116
73	秋田市	1,491	1,347	144
74	郡山市	2,360	2,293	67
75	いわき市	2,610	2,433	177
76	宇都宮市	5,146	4,870	276
77	前橋市	3,515	3,296	219
78	高崎市	4,027	3,929	98
79	川越市	2,620	2,362	258
80	越谷市	2,773	2,699	74
81	船橋市	4,911	4,712	199
82	柏市	3,084	2,812	272
83	八王子市	5,964	5,751	213
84	横須賀市	1,834	1,706	128
85	富山市	7,237	7,164	73
86	金沢市	4,898	4,797	101
87	長野市	6,666	4,186	2,480
88	岐阜市	2,700	2,511	189
89	豊橋市	3,164	2,922	242
90	岡崎市	2,646	2,361	285
91	豊田市	3,500	3,232	268
92	大津市	3,200	2,965	235
93	豊中市	3,708	3,512	196
94	高槻市	3,051	3,015	36
95	枚方市	4,415	3,872	543
96	東大阪市	3,795	3,633	162
97	姫路市	4,395	4,280	115
98	尼崎市	2,696	2,441	255
99	西宮市	3,356	3,142	214
100	奈良市	3,386	3,207	179
101	和歌山市	3,282	3,004	278
102	倉敷市	4,836	4,504	332
103	福山市	4,914	4,720	194
104	呉市	2,705	2,487	218
105	下関市	2,220	2,099	121
106	高松市	4,137	3,808	329
107	松山市	5,214	4,926	288
108	高知市	4,071	3,948	123
109	久留米市	4,156	3,793	363
110	長崎市	5,369	5,033	336
111	佐世保市	2,395	2,359	36
112	大分市	4,485	4,089	396
113	宮崎市	3,493	3,319	174
114	鹿児島市	6,439	5,816	623
115	那覇市	4,277	3,898	379
中核市合計		176,948	164,346	12,602
総合計		1,171,162	1,093,085	78,077

（平成29年5月1日  
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	144	142	2
2	青森県	20	11	9
3	岩手県	59	25	34
4	宮城県	268	327	△ 59
5	秋田県	172	94	78
6	山形県	28	19	9
7	福島県	280	373	△ 93
8	茨城県	343	478	△ 135
9	栃木県	33	30	3
10	群馬県	6	26	△ 20
11	埼玉県	959	985	△ 26
12	千葉県	692	607	85
13	東京都	3,317	3,041	276
14	神奈川県	400	388	12
15	新潟県	90	0	90
16	富山県	60	2	58
17	石川県	0	0	0
18	福井県	22	0	22
19	山梨県	50	63	△ 13
20	長野県	10	32	△ 22
21	岐阜県	161	92	69
22	静岡県	322	381	△ 59
23	愛知県	684	638	46
24	三重県	43	56	△ 13
25	滋賀県	37	63	△ 26
26	京都府	51	40	11
27	大阪府	243	284	△ 41
28	兵庫県	365	303	62
29	奈良県	90	80	10
30	和歌山県	97	54	43
31	鳥取県	52	80	△ 28
32	島根県	81	46	35
33	岡山県	65	118	△ 53
34	広島県	176	105	71
35	山口県	407	415	△ 8
36	徳島県	84	105	△ 21
37	香川県	39	55	△ 16
38	愛媛県	52	102	△ 50
39	高知県	6	25	△ 19
40	福岡県	443	442	1
41	佐賀県	235	183	52
42	長崎県	22	7	15
43	熊本県	208	242	△ 34
44	大分県	39	104	△ 65
45	宮崎県	108	116	△ 8
46	鹿児島県	203	174	29
47	沖縄県	806	624	182
	都道府県合計	12,072	11,577	495

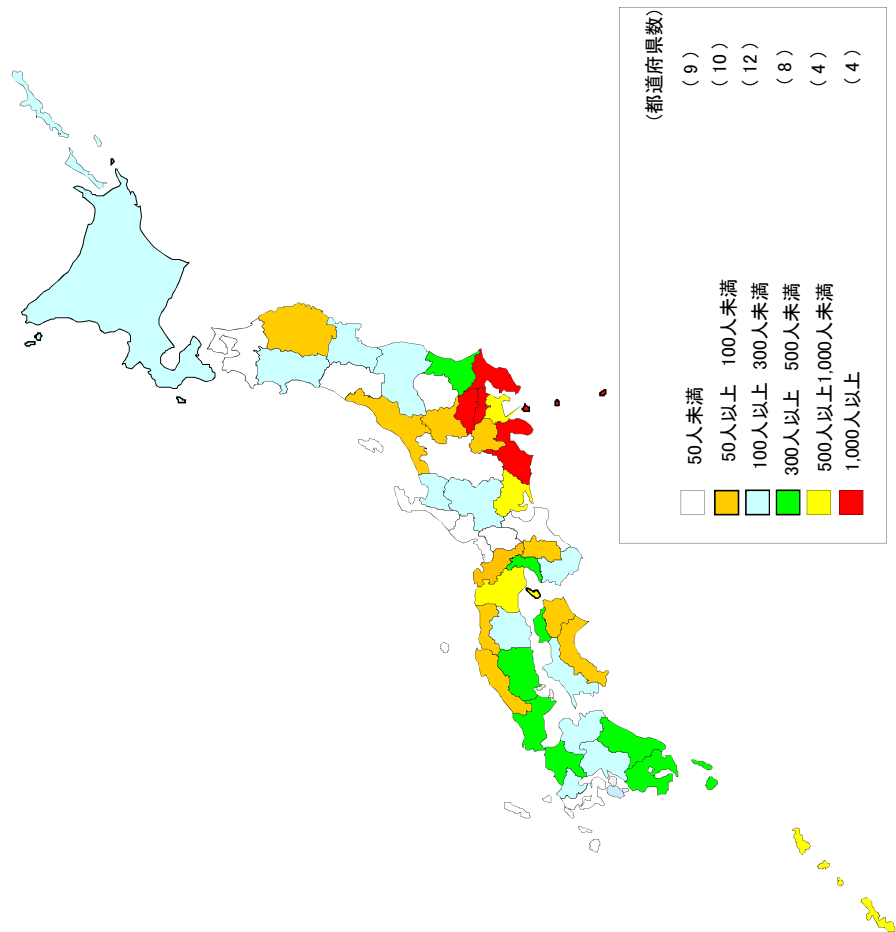
No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	27	19	8
50	さいたま市	483	594	△ 111
51	千葉市	287	383	△ 96
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	135	236	△ 101
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	315	330	△ 15
57	浜松市	392	377	15
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	143	△ 143
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	62	32	30
64	広島市	202	112	90
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
	指定都市合計	1,903	2,226	△ 323

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	10	3	7
69	旭川市	0	132	△ 132
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	21	31	△ 10
73	秋田市	5	17	△ 12
74	郡山市	5	0	5
75	いわき市	0	11	△ 11
76	宇都宮市	0	0	0
77	前橋市	53	56	△ 3
78	高崎市	0	0	0
79	川越市	0	0	0
80	越谷市	249	267	△ 18
81	船橋市	141	329	△ 188
82	柏市	57	61	△ 4
83	八王子市	283	376	△ 93
84	横須賀市	49	29	20
85	富山市	63	51	12
86	金沢市	39	53	△ 14
87	長野市	0	0	0
88	岐阜市	3	1	2
89	豊橋市	0	3	△ 3
90	岡崎市	242	170	72
91	豊田市	0	0	0
92	大津市	0	0	0
93	豊中市	0	0	0
94	高槻市	45	14	31
95	枚方市	1	14	△ 13
96	東大阪市	120	14	106
97	姫路市	177	62	115
98	尼崎市	355	344	11
99	西宮市	0	26	△ 26
100	奈良市	0	0	0
101	和歌山市	19	37	△ 18
102	倉敷市	31	72	△ 41
103	福山市	0	0	0
104	呉市	0	0	0
105	下関市	73	90	△ 17
106	高松市	269	280	△ 11
107	松山市	150	26	124
108	高知市	90	72	18
109	久留米市	0	0	0
110	長崎市	0	0	0
111	佐世保市	20	11	9
112	大分市	103	85	18
113	宮崎市	251	328	△ 77
114	鹿児島市	229	298	△ 69
115	那覇市	42	37	5
	中核市合計	3,195	3,400	△ 205
	総合計	17,170	17,203	△ 33

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の児童数（0人）を減算している。

（平成29年5月1日  
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

平成29年5月1日 利用できなかった児童（特機児童）マップ（都道府県別）



注：各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数 人
北海道	154
青森県	20
岩手県	80
宮城県	295
秋田県	177
山形県	285
福島県	343
茨城県	33
栃木県	59
埼玉県	1,691
千葉県	1,177
東京都	3,600
神奈川県	584
新潟県	90
富山県	123
石川県	39
福井県	22
山梨県	50
長野県	10
岐阜県	164
静岡県	1,029
愛知県	926
三重県	43
滋賀県	37
京都府	51
大阪府	409
兵庫県	897
奈良県	90
和歌山県	116
鳥取県	52
島根県	81
岡山県	158
広島県	378
山口県	480
徳島県	84
香川県	308
愛媛県	202
高知県	96
福岡県	443
佐賀県	235
長崎県	42
熊本県	208
大分県	142
宮崎県	359
鹿児島県	432
沖縄県	848
計	17,170

利用できなかった児童（待機児童数）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	15	18	△ 3
2	青森県	3	2	1
3	岩手県	7	5	2
4	宮城県	12	12	0
5	秋田県	4	4	0
6	山形県	3	4	△ 1
7	福島県	10	8	2
8	茨城県	11	12	△ 1
9	栃木県	7	5	2
10	群馬県	1	3	△ 2
11	埼玉県	19	22	△ 3
12	千葉県	20	19	1
13	東京都	38	36	2
14	神奈川県	14	14	0
15	新潟県	1	0	1
16	富山県	2	1	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	2	0	2
19	山梨県	6	7	△ 1
20	長野県	3	2	1
21	岐阜県	11	10	1
22	静岡県	16	16	0
23	愛知県	19	20	△ 1
24	三重県	6	7	△ 1
25	滋賀県	4	4	0
26	京都府	4	2	2
27	大阪府	10	9	1
28	兵庫県	12	13	△ 1
29	奈良県	6	6	0
30	和歌山県	5	4	1
31	鳥取県	4	5	△ 1
32	島根県	5	3	2
33	岡山県	6	7	△ 1
34	広島県	6	4	2
35	山口県	7	7	0
36	徳島県	6	6	0
37	香川県	1	3	△ 2
38	愛媛県	4	5	△ 1
39	高知県	2	4	△ 2
40	福岡県	18	22	△ 4
41	佐賀県	6	7	△ 1
42	長崎県	3	1	2
43	熊本県	9	9	0
44	大分県	5	3	2
45	宮崎県	7	6	1
46	鹿児島県	10	7	3
47	沖縄県	19	15	4
都道府県合計		389	379	10

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	1	△ 1
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		8	9	△ 1

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	1	△ 1
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	郡山市	1	0	1
75	いわき市	0	1	△ 1
76	宇都宮市	0	0	0
77	前橋市	1	1	0
78	高崎市	0	0	0
79	川崎市	0	0	0
80	越谷市	1	1	0
81	船橋市	1	1	0
82	柏市	1	1	0
83	八王子市	1	1	0
84	横須賀市	1	1	0
85	富山市	1	1	0
86	金沢市	1	1	0
87	長野市	0	0	0
88	岐阜市	1	1	0
89	豊橋市	0	1	△ 1
90	岡崎市	1	1	0
91	豊田市	0	0	0
92	大津市	0	0	0
93	豊中市	0	0	0
94	高槻市	1	1	0
95	枚方市	1	1	0
96	東大阪市	1	1	0
97	姫路市	1	1	0
98	尼崎市	1	1	0
99	西宮市	0	1	△ 1
100	奈良市	0	0	0
101	和歌山市	1	1	0
102	倉敷市	1	1	0
103	福山市	0	0	0
104	呉市	0	0	0
105	下関市	1	1	0
106	高松市	1	1	0
107	松山市	1	1	0
108	高知市	1	1	0
109	久留米市	0	0	0
110	長崎市	0	0	0
111	佐世保市	1	1	0
112	大分市	1	1	0
113	宮崎市	1	1	0
114	鹿児島市	1	1	0
115	那覇市	1	1	0
中核市合計		30	33	△ 3
総合計		427	421	6

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の分（0市）を減算している。

(平成29年5月1日  
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ)

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数		
1	北海道	2,568	583	22.7%
2	青森県	774	373	48.2%
3	岩手県	1,349	583	43.2%
4	宮城県	1,352	240	17.8%
5	秋田県	922	134	14.5%
6	山形県	1,473	781	53.0%
7	福島県	1,425	480	33.7%
8	茨城県	3,972	746	18.8%
9	栃木県	2,304	1,082	47.0%
10	群馬県	1,652	558	33.8%
11	埼玉県	5,499	1,501	27.3%
12	千葉県	4,188	1,092	26.1%
13	東京都	11,839	3,848	32.5%
14	神奈川県	2,454	438	17.8%
15	新潟県	1,466	334	22.8%
16	富山県	1,040	156	15.0%
17	石川県	857	314	36.6%
18	福井県	1,260	228	18.1%
19	山梨県	782	323	41.3%
20	長野県	1,563	378	24.2%
21	岐阜県	1,607	309	19.2%
22	静岡県	2,036	659	32.4%
23	愛知県	4,349	608	14.0%
24	三重県	2,317	644	27.8%
25	滋賀県	1,652	660	40.0%
26	京都府	1,331	225	16.9%
27	大阪府	2,970	251	8.5%
28	兵庫県	2,438	357	14.6%
29	奈良県	1,158	234	20.2%
30	和歌山県	712	269	37.8%
31	鳥取県	818	200	24.4%
32	島根県	1,413	483	34.2%
33	岡山県	1,353	437	32.3%
34	広島県	1,046	216	20.7%
35	山口県	1,531	170	11.1%
36	徳島県	856	405	47.3%
37	香川県	581	142	24.4%
38	愛媛県	952	98	10.3%
39	高知県	455	188	41.3%
40	福岡県	2,670	897	33.6%
41	佐賀県	927	142	15.3%
42	長崎県	997	338	33.9%
43	熊本県	1,343	484	36.0%
44	大分県	1,223	416	34.0%
45	宮崎県	745	317	42.6%
46	鹿児島県	1,431	475	33.2%
47	沖縄県	1,540	864	56.1%
都道府県合計		89,190	24,660	27.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数		
48	札幌市	1,187	604	50.9%
49	仙台市	1,096	454	41.4%
50	さいたま市	1,349	491	36.4%
51	千葉市	864	444	51.4%
52	横浜市	3,450	1,091	31.6%
53	川崎市	1,381	257	18.6%
54	相模原市	1,249	104	8.3%
55	新潟市	1,048	582	55.5%
56	静岡市	426	17	4.0%
57	浜松市	858	71	8.3%
58	名古屋	1,592	406	25.5%
59	京都市	737	409	55.5%
60	大阪市	1,303	578	44.4%
61	堺市	1,268	42	3.3%
62	神戸市	1,826	223	12.2%
63	岡山市	932	107	11.5%
64	広島市	979	42	4.3%
65	北九州市	1,588	485	30.5%
66	福岡市	658	0	0.0%
67	熊本市	609	23	3.8%
指定都市合計		24,400	6,430	26.4%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数		
68	函館市	282	140	49.6%
69	旭川市	173	10	5.8%
70	青森市	192	191	99.5%
71	八戸市	209	102	48.8%
72	盛岡市	286	108	37.8%
73	秋田市	222	152	68.5%
74	郡山市	165	4	2.4%
75	いわき市	295	142	48.1%
76	宇都宮市	320	320	100.0%
77	前橋市	462	156	33.8%
78	高崎市	504	166	32.9%
79	川越市	178	166	93.3%
80	越谷市	211	179	84.8%
81	船橋市	440	0	0.0%
82	柏市	302	105	34.8%
83	八王子	423	150	35.5%
84	横須賀市	378	98	25.9%
85	富山市	635	123	19.4%
86	金沢市	465	179	38.5%
87	長野市	836	0	0.0%
88	岐阜市	243	0	0.0%
89	豊橋市	361	43	11.9%
90	岡崎市	284	8	2.8%
91	豊田市	302	40	13.2%
92	大津市	344	13	3.8%
93	豊中市	228	72	31.6%
94	高槻市	296	3	1.0%
95	枚方市	233	162	69.5%
96	東大阪市	558	190	34.1%
97	姫路市	444	0	0.0%
98	尼崎市	247	22	8.9%
99	西宮市	248	152	61.3%
100	奈良市	454	17	3.7%
101	和歌山市	440	13	3.0%
102	倉敷市	690	236	34.2%
103	福山市	261	0	0.0%
104	呉市	236	69	29.2%
105	下関市	181	1	0.6%
106	高松市	379	30	7.9%
107	松山市	711	10	1.4%
108	高知市	292	2	0.7%
109	久留米市	273	97	35.5%
110	長崎市	743	255	34.3%
111	佐世保市	284	161	56.7%
112	大分市	445	143	32.1%
113	宮崎市	238	33	13.9%
114	鹿児島市	898	63	7.0%
115	那覇市	455	216	47.5%
中核市合計		17,746	4,542	25.6%
総合計		131,336	35,632	27.1%

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）



学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	172	43	215	33.6%
2	青森県	57	18	75	36.6%
3	岩手県	49	59	108	37.2%
4	宮城県	63	52	115	42.4%
5	秋田県	75	14	89	46.1%
6	山形県	76	30	106	34.4%
7	福島県	78	39	117	37.0%
8	茨城県	311	191	502	64.8%
9	栃木県	92	85	177	38.4%
10	群馬県	48	56	104	32.2%
11	埼玉県	341	385	726	64.3%
12	千葉県	367	240	607	73.9%
13	東京都	499	392	891	53.6%
14	神奈川県	143	49	192	45.1%
15	新潟県	115	56	171	50.6%
16	富山県	58	29	87	54.4%
17	石川県	49	35	84	37.2%
18	福井県	64	9	73	29.6%
19	山梨県	34	35	69	27.0%
20	長野県	70	60	130	39.6%
21	岐阜県	160	72	232	74.6%
22	静岡県	144	122	266	62.4%
23	愛知県	201	154	355	48.4%
24	三重県	32	90	122	32.4%
25	滋賀県	58	80	138	52.1%
26	京都府	87	101	188	71.8%
27	大阪府	401	208	609	93.8%
28	兵庫県	219	145	364	70.0%
29	奈良県	61	67	128	63.1%
30	和歌山県	56	23	79	61.2%
31	鳥取県	53	31	84	51.2%
32	島根県	58	40	98	45.0%
33	岡山県	66	46	112	51.4%
34	広島県	71	80	151	56.1%
35	山口県	97	82	179	61.7%
36	徳島県	29	37	66	39.3%
37	香川県	44	44	88	56.4%
38	愛媛県	72	54	126	63.0%
39	高知県	28	30	58	74.4%
40	福岡県	111	223	334	72.8%
41	佐賀県	107	85	192	77.4%
42	長崎県	7	22	29	14.1%
43	熊本県	38	79	117	39.8%
44	大分県	47	54	101	45.3%
45	宮崎県	51	10	61	30.8%
46	鹿児島県	31	23	54	15.7%
47	沖縄県	6	19	25	7.8%
都道府県合計		5,096	3,898	8,994	52.0%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.3%
49	仙台市	46	2	48	23.2%
50	さいたま市	29	32	61	26.1%
51	千葉市	67	54	121	74.2%
52	横浜市	198	6	204	46.5%
53	川崎市	44	69	113	86.9%
54	相模原市	17	23	40	39.2%
55	新潟市	27	58	85	55.2%
56	静岡市	67	34	101	81.5%
57	浜松市	36	72	108	81.8%
58	名古屋市	42	0	42	19.2%
59	京都市	25	7	32	17.7%
60	大阪市	62	0	62	37.1%
61	堺市	70	20	90	95.7%
62	神戸市	44	4	48	23.1%
63	岡山市	41	104	145	85.8%
64	広島市	48	63	111	43.2%
65	北九州市	16	74	90	67.2%
66	福岡市	24	110	134	97.1%
67	熊本市	27	88	115	82.1%
指定都市合計		1,027	820	1,847	50.7%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	32.1%
69	旭川市	30	23	53	67.9%
70	青森市	32	2	34	63.0%
71	八戸市	11	1	12	25.0%
72	盛岡市	4	2	6	11.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	郡山市	27	18	45	90.0%
75	いわき市	14	21	35	58.3%
76	宇都宮市	48	86	134	89.3%
77	前橋市	6	20	26	40.6%
78	高崎市	9	57	66	71.0%
79	川越市	3	18	21	98.2%
80	越谷市	9	32	41	85.4%
81	船橋市	37	44	81	91.0%
82	柏市	11	40	51	92.7%
83	八王子	33	42	75	61.5%
84	横須賀市	22	0	22	35.5%
85	富山市	25	25	50	49.5%
86	金沢市	13	4	17	17.9%
87	長野市	48	1	49	52.7%
88	岐阜市	40	0	40	87.0%
89	豊橋市	15	15	30	35.3%
90	岡崎市	2	3	5	11.9%
91	豊田市	30	35	65	98.5%
92	大津市	8	13	21	45.7%
93	豊中市	37	4	41	100.0%
94	高槻市	27	34	61	93.8%
95	枚方市	30	73	103	90.4%
96	東大阪市	31	20	51	91.1%
97	姫路市	7	69	76	71.0%
98	尼崎市	10	41	51	75.0%
99	西宮市	6	57	63	92.6%
100	奈良市	11	33	44	91.7%
101	和歌山市	66	17	83	84.7%
102	倉敷市	41	72	113	86.3%
103	福山市	45	19	64	86.5%
104	呉市	31	14	45	84.9%
105	下関市	28	8	36	87.8%
106	高松市	35	54	89	82.4%
107	松山市	21	65	86	78.9%
108	高知市	40	43	83	94.3%
109	久留米市	5	77	82	90.1%
110	長崎市	23	21	44	47.8%
111	佐世保市	1	10	11	17.7%
112	大分市	18	28	46	78.0%
113	宮崎市	19	21	40	78.4%
114	鹿児島市	36	32	68	41.2%
115	那覇市	12	7	19	23.5%
中核市合計		1,108	1,322	2,430	67.1%
総合計		7,231	6,040	13,271	54.0%

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	23	5	28	13.0%
2	青森県	6	2	8	10.7%
3	岩手県	6	5	11	10.2%
4	宮城県	4	12	16	13.9%
5	秋田県	9	2	11	12.4%
6	山形県	7	3	10	9.4%
7	福島県	20	2	22	18.8%
8	茨城県	125	123	248	49.4%
9	栃木県	16	6	22	12.4%
10	群馬県	5	3	8	7.7%
11	埼玉県	106	165	271	37.3%
12	千葉県	43	36	79	13.0%
13	東京都	435	294	729	81.8%
14	神奈川県	30	18	48	25.0%
15	新潟県	6	8	14	8.2%
16	富山県	19	5	24	27.6%
17	石川県	0	1	1	1.2%
18	福井県	5	1	6	8.2%
19	山梨県	4	5	9	13.0%
20	長野県	16	15	31	23.8%
21	岐阜県	22	10	32	13.8%
22	静岡県	30	26	56	21.1%
23	愛知県	63	44	107	30.1%
24	三重県	6	17	23	18.9%
25	滋賀県	0	2	2	1.4%
26	京都府	27	56	83	44.1%
27	大阪府	311	130	441	72.4%
28	兵庫県	95	57	152	41.8%
29	奈良県	8	18	26	20.3%
30	和歌山県	11	10	21	26.6%
31	鳥取県	0	3	3	3.6%
32	島根県	22	15	37	37.8%
33	岡山県	8	5	13	11.6%
34	広島県	5	16	21	13.9%
35	山口県	28	16	44	24.6%
36	徳島県	12	3	15	22.7%
37	香川県	1	4	5	5.7%
38	愛媛県	12	14	26	20.6%
39	高知県	4	2	6	10.3%
40	福岡県	22	29	51	15.3%
41	佐賀県	16	18	34	17.7%
42	長崎県	2	0	2	6.9%
43	熊本県	5	4	9	7.7%
44	大分県	9	12	21	20.8%
45	宮崎県	1	0	1	1.6%
46	鹿児島県	1	0	1	1.9%
47	沖縄県	2	6	8	32.0%
都道府県合計		1,608	1,228	2,836	31.5%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	1	0	1	2.1%
50	さいたま市	24	26	50	82.0%
51	千葉市	24	37	61	50.4%
52	横浜市	198	6	204	100.0%
53	川崎市	44	69	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	4	3	7	8.2%
56	静岡市	17	9	26	25.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	42	0	42	100.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	59	0	59	95.2%
61	堺市	18	3	21	23.3%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	7	25	32	22.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	27	88	115	100.0%
指定都市合計		565	267	832	45.0%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	32	2	34	100.0%
71	八戸市	2	0	2	16.7%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	郡山市	0	0	0	0.0%
75	いわき市	0	0	0	0.0%
76	宇都宮市	37	74	111	82.8%
77	前橋市	5	18	23	88.5%
78	高崎市	0	0	0	0.0%
79	川越市	0	0	0	0.0%
80	越谷市	0	0	0	0.0%
81	船橋市	37	44	81	100.0%
82	柏市	10	39	49	96.1%
83	八王子	32	40	72	96.0%
84	横須賀市	0	0	0	0.0%
85	富山市	7	2	9	18.0%
86	金沢市	0	0	0	0.0%
87	長野市	48	1	49	100.0%
88	岐阜市	4	0	4	10.0%
89	豊橋市	0	0	0	0.0%
90	岡崎市	1	0	1	20.0%
91	豊田市	2	0	2	3.1%
92	大津市	0	0	0	0.0%
93	豊中市	0	0	0	0.0%
94	高槻市	0	0	0	0.0%
95	枚方市	30	73	103	100.0%
96	東大阪市	0	0	0	0.0%
97	姫路市	0	0	0	0.0%
98	尼崎市	10	41	51	100.0%
99	西宮市	0	0	0	0.0%
100	奈良市	10	33	43	97.7%
101	和歌山市	0	0	0	0.0%
102	倉敷市	39	72	111	98.2%
103	福山市	12	4	16	25.0%
104	呉市	0	0	0	0.0%
105	下関市	11	1	12	33.3%
106	高松市	8	12	20	22.5%
107	松山市	9	24	33	38.4%
108	高知市	0	0	0	0.0%
109	久留米市	0	0	0	0.0%
110	長崎市	2	3	5	11.4%
111	佐世保市	1	7	8	72.7%
112	大分市	0	0	0	0.0%
113	宮崎市	0	0	0	0.0%
114	鹿児島市	20	12	32	47.1%
115	那覇市	7	6	13	68.4%
中核市合計		378	508	886	36.5%
総合計		2,551	2,003	4,554	34.3%

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

平成29年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

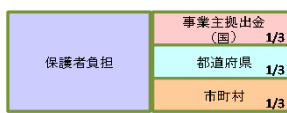
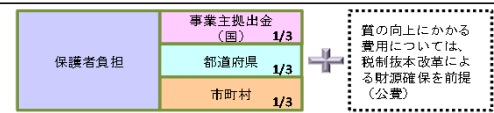
(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブも、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1つに位置づけられており、事業主からの拠出金財源や消費税財源を活用して、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

### 放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	・「市町村行動計画」の策定。  ・総合的かつ効果的に次世代育成支援 対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映 させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要 な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円超額以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

- 平成26年7月に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに約30万人分を新たに整備することとしている。

### 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

#### 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

#### 国全体の目標

- 平成31年度末までに  
■ 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)  
・新規開設分の約80%を小学校内で実施  
■ 全小学校区(約2万カ所)で一體的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型で実施  
(約600カ所⇒1万カ所以上)を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

#### 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、  
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量  
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備  
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

#### 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

#### 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化  
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化  
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討  
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進  
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

#### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方  
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの  
▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実  
▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要  
▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意  
▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携  
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討  
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討